

## 茅ヶ崎市狭あい道路整備要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、狭あい道路に係る後退用地を取得し整備することにより道路の幅員を確保し、都市機能の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法第42条第2項で規定している本市が指定した公道及びその他市長がこれと同等と認める道をいう。
- (2) 後退用地 狭あい道路の境界線と当該狭あい道路の中心線からの水平距離が2メートルの線（当該狭あい道路が、中心線からの水平距離が2メートル未満で、かつ、がけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合にあっては、当該がけ地等の当該狭あい道路の境界線から道路の側に水平距離が4メートルの線）との間に存する土地をいう。

### (譲渡等の申出等)

第3条 狭あい道路に接する土地の所有者は、後退用地を市に有償で譲渡し、若しくは寄附しようとするとき又は無償で使用させようとするときは、次に掲げる申出書により市長に申し出るものとする。

- (1) 有償で譲渡する場合 後退用地有償譲渡申出書（第1号様式）
- (2) 寄附する場合 後退用地寄附申出書（第2号様式）
- (3) 無償で使用させる場合 後退用地無償使用申出書（第3号様式）

2 前項の申出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 道路の区域の境界線を明示した図面
- (3) 公図（狭あい道路を介して後退用地の反対側の土地の公図を含む。）の写し
- (4) 土地の登記事項証明書

3 市長は、第1項の規定による申出があった場合においては、当該申出（有償による譲渡又は寄附の申出に限る。）に係る後退用地が次に掲げるときを除き、申出を受ける

ものとする。

(1) 後退用地と後退用地に接する土地の間の境界が定まっていないとき。

(2) 後退用地について抵当権その他所有権以外の権利が設定されているとき。

4 前項の場合において、市長は、申出を受けるときはその旨を、受けないときはその旨及び理由を後退用地譲渡等申出結果通知書（第4号様式）により申出者に通知するものとする。

（譲受価額）

第4条 市が後退用地を有償で譲り受ける場合の価額は、次に定めるとおりとする。

区 域		価額（1平方メートル当たり）
市 街 化 区 域	近隣商業地域	31,200円
	商業地域	78,700円
	その他の地域	25,000円
市街化調整区域		12,500円

（測量）

第5条 市長は、第3条第1項の規定による申出を受けることとしたときは、当該後退用地を測量するものとする。

2 前項の規定による測量に要する費用は、市が負担する。

（登記）

第6条 市長は、後退用地の有償による譲渡又は寄附を受けたときは、後退用地の分筆登記及び所有権移転登記を行うものとする。

2 前項の登記に要する費用は、市が負担する。

3 後退用地を市に有償で譲渡し、又は寄附した者は、第1項の登記に必要な書類を市長に引き渡さなければならない。

(工作物等の除却又は移設)

第7条 後退用地を市に有償で譲渡し、若しくは寄附した者又は無償で使用させることとした者(以下「有償譲渡者等」という。)は、後退用地に存する工作物及び立木(以下「工作物等」という。)を速やかに除却し、若しくは移設し、又は当該工作物等の所有者に除却させ、若しくは移設させなければならない。

2 市長は、有償譲渡者等又は工作物等の所有者が工作物等を除却したとき又は工作物(給水装置(給水栓を除く。)、排水管及び公共下水道のます並びにガス管及びガスメーターに限る。)を移設したときは、別に定める基準により補償するものとする。

3 前項の規定による補償を受けようとする者は、あらかじめ工作物等補償申請書(第5号様式)により市長に申請しなければならない。

4 前項の規定による申請があった場合、市長は、工作物等補償通知書(第6号様式)により、工作物等を補償するかについて、申請者に通知するものとする。

5 有償譲渡者等は、後退用地に存する工作物等の除却又は移設が完了したときは、工作物等除却・移設完了届(第7号様式)により市長に届出をし、その検査を受けなければならない。

(整備等)

第8条 市長は、後退用地の有償による譲渡若しくは寄附を受けたとき又は無償による使用をすることとしたときは、道路として整備し管理するものとする。

(隅切り)

第9条 市長は、第3条第1項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る後退用地が、道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所位置するときは、後退用地と併せて隅切りを確保することができるよう努めるものとする。

2 第3条から前条まで(第4条を除く。)の規定は、隅切りの用に供する土地の有償による譲渡若しくは寄附を受けた場合又は無償による使用をする場合について準用する。

3 市が隅切りの用に供する土地を有償で譲り受ける場合の価額は、別に定める基準によるものとする。

(補則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市建築行為に係る狭あい道路整備要綱（平成6年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）及び茅ヶ崎市建築行為に係る狭あい道路整備要領（平成6年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱第4条の規定により相談が行われている後退用地については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱の規定に基づき譲渡等の申出及び工作物等補償申請があったものについては、改正後の要綱の規定により申請されたものとみなす。

第1号様式（第3条、第9条関係）

後退用地有償譲渡申出書

年 月 日

（あて先）茅ヶ崎市長

住所又は所在地  
 申出者 氏名（法人にあつては、  
 名称及び代表者氏名）  
 電話番号

印

茅ヶ崎市狭あい道路整備要綱の規定に基づき、  
 後退用地  
 後退用地  
 隅切りの用に供する土地  
 を有償で譲渡する

ことについて次のとおり申し出ます。

後退用地等を含む土地の概要	所在及び地番				
	地目				
	地積				
代理人	住所	電話番号 ( )			
	氏名				
次のとおり決定してよいでしょうか。					起案 . .
部長	課長	課長補佐	担当		決裁 . .
					施行 . .
					公印使用 . . 印
決定区分	<input type="checkbox"/> 申出を受けます <input type="checkbox"/> 申出を受けません				受付印
決定理由					

- 備考
- 1 太枠内は、記入しないでください。
  - 2 本人が自筆で氏名を記入したときは、押印を省略することができます。
  - 3 次に掲げる図書を添付してください。
    - (1) 付近見取図
    - (2) 道路の区域の境界線を明示した図面
    - (3) 公図（狭あい道路を介して後退用地の反対側の土地の公図を含む。）の写し
    - (4) 土地の登記事項証明書

後退用地寄附申出書

年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

住所又は所在地  
 申出者 氏名（法人にあっては、  
 名称及び代表者氏名） ④  
 電話番号

茅ヶ崎市狭あい道路整備要綱の規定に基づき、  
 後 退 用 地 ④  
 隅切りの用に供する土地 を寄附することに

ついて次のとおり申し出ます。

後退用地等を含む土地の概要	所在及び地番			
	地 目			
	地 積			
代理人	住 所	電話番号 ( )		
	氏 名			
次のとおり決定してよいでしょうか。				起 案 . .
課 長	課長補佐	担 当		決 裁 . .
				施 行 . .
				公印使用 . . ④
決定区分	<input type="checkbox"/> 申出を受けます <input type="checkbox"/> 申出を受けません			受付印
決定理由				

- 備考
- 1 大枠内は、記入しないでください。
  - 2 本人が自筆で氏名を記入したときは、押印を省略することができます。
  - 3 次に掲げる図書を添付してください。
    - (1) 付近見取図
    - (2) 道路の区域の境界線を明示した図面
    - (3) 公図（狭あい道路を介して後退用地の反対側の土地の公図を含む。）の写し
    - (4) 土地の登記事項証明書

後退用地無償使用申出書

年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

住所又は所在地  
 申出者 氏名（法人にあっては、  
 名称及び代表者氏名） ④  
 電話番号

茅ヶ崎市狭あい道路整備要綱の規定に基づき、  
 後 退 用 地  
 隅切りの用に供する土地 を無償で使用させることについて次のとおり申し出ます。

後退用地等を含む土地の概要	所在及び地番			
	地 目			
	地 積			
代理人	住 所	電話番号 ( )		
	氏 名			
次のとおり決定してよいでしょうか。				起 案 . .
課 長	課長補佐	担 当		決 裁 . .
				施 行 . .
				公印使用 . . ④
決定区分	<input type="checkbox"/> 申出を受けます <input type="checkbox"/> 申出を受けません			受付印
決定理由				

- 備考
- 1 太枠内は、記入しないでください。
  - 2 本人が自筆で氏名を記入したときは、押印を省略することができます。
  - 3 次に掲げる図書を添付してください。
    - (1) 付近見取図
    - (2) 道路の区域の境界線を明示した図面
    - (3) 公図（狭あい道路を介して後退用地の反対側の土地の公図を含む。）の写し
    - (4) 土地の登記事項証明書

第4号様式（第3条、第9条関係）

後退用地譲渡等申出結果通知書

年 月 日		
様		
茅ヶ崎市長 印		
年 月 日付で申出のありました の について次のとおり通知 します。		
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 申出を受けます <input type="checkbox"/> 申出を受けません	
申出を受けない理由		
後退用地等を含む土地の概要	所在及び地番	
	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域
	用途地域	<input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> その他の地域

(事務担当 建設部道路管理課管理担当)



工作物等補償申請書

年 月 日

（あて先）茅ヶ崎市長

住所又は所在地  
 申出者 氏名（法人にあつては、  
 名称及び代表者氏名）  
 電話番号

茅ヶ崎市狭あい道路整備要綱の規定に基づき、  
 後退用地に存する工作物等  
 隅切りの用に供する土地  
 を除却移設するので次のとおり補償を申請します。

後退用地等の概要	所在及び地番	茅ヶ崎市			
	地目		地積	m <sup>2</sup>	
後退用地に存する 工作物等の概要	種類	数量	経過年		
汚水枳	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	除却予定 期間			
止水栓	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
量水器	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
次のとおり決定してよいでしょうか。			起案	・	
部長	課長	課長補佐	担当	決裁	・
				施行	・
				公印使用	・
決定区分	<input type="checkbox"/> 補償します <input type="checkbox"/> 補償しません			受付印	
決定理由					

備考 1 太枠内は、記入しないでください。  
 2 本人が自筆で氏名を記入したときは、押印を省略することができます。  
 3 給水装置（給水栓を除く。）、排水管及び公共下水道のます並びにガス管及びガスメーターが後退用地等内にあるときは、これらの移設に必要な費用の見積書を添付してください。

工作物等補償通知書

年 月 日	
様	
茅ヶ崎市長	
印	
年 月 日付けで申請のありました に存する工作物等	
の補償について次のとおり通知します。	
所在及び地番	
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 補償します <input type="checkbox"/> 補償しません
理 由	
補償する工作物等 の内訳	工 作 物 等 の 種 類

（事務担当 建設部道路管理課管理担当）

第7号様式（第7条、第9条関係）

工作物等除却・移設完了届

年 月 日			
(あて先) 茅ヶ崎市長			
住所又は所在地 申出者 氏名（法人にあつては、 名称及び代表者氏名） 電話番号 <span style="float: right;">㊟</span>			
後 退 用 地 除却 に存する工作物等の が完了したので次のとおり届け出ます。 隅切りの用に供する土地 移設			
後退用地等の所在 及び地番			
完了年月日	年 月 日		
上記のとおり届出があつたので、次のとおり検査しました。			
		起 案 ・ ・	
課 長	課長補佐	担 当	決 裁 ・ ・
			施 行 ・ ・
			受付印
検査年月日	年 月 日		
検査結果			
検査担当者			

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。  
 2 本人が自筆で氏名を記入したときは、押印を省略することができます。